

和歌山市 公金不正発覚

編集部座談会

平井子ども会 補助金不正受給 平井・鳴神両児童館で不正支出

「子ども会」の不正実行者市幹部職員

和歌山市が2月18日に公表した公金不正支出金は、①平井子ども会支援交付金という補助金2017年度までの5年分計約1017万円、②平井と鳴神両児童館の公金支出金同5年分と18年度の平井6ヶ月と鳴神9ヶ月分の合計約930万円でした。
平井子ども会の不正な処理は、市の環境部センター長という幹部市職員が同会事務局長として行っていました。

阪谷 昨年の芦原地区 公共工事に絡む不正 行為に続いて、市は、 行ったので、全容を知 行いました。 追問 それは素早い。 関係です。



2月18日 平井子ども会と平井児童館、鳴神児童館に不正支出があったことが公表されました。 追問 ですね。当会と 阪谷 です。 関係する公文書 「子ども会」があり

ますが、不正金が1017万円になるよ うなというよりも一円も市の支援金はも らっていません。も らえるんですか？
畑中 今回、不正支出 が発覚した平井と鳴 神を含め市内に児童 館が8カ所がありま す。それら8カ所の 児童館を拠点にした 「子ども会」という 関係です。
追問 市からたくさん 公金もらえるのはそ の8つの子ども会だ けですか。
畑中 はい。市の交付 要綱のタイトルは 「地域子ども会活動 支援交付金」となっ ています。これは 補助金です。
阪谷 不正支出があっ たというのは平井子 ども会だけですか。
畑中 平井だけで、除 く7カ所の「子ども

た。 追問 ですね。当会と 阪谷 です。 関係する公文書 「子ども会」があり

追問 私の自治会にも 「子ども会」があり

補助金計2000万円うち 約1017万円を不正受給

会」には不正はなかつたとしています。

迫間 えっ、ウソー。信じられない。

阪谷 そういう疑念は残ります。市の内部調査ですから。

畑中 その平井子ども会の調査対象期間の13年度〜17年度の5年間に受給していた補助金合計額は2000万円になります。毎年400万円づつ受給していま

した。

迫間 そんなに高額に。それにはマスクも紙も触れていませんでした。

畑中 市の提供資料そのものにも説明はなかったです。

公表資料のその部分の説明は、「架空の領収書でその5年間合計1017万1278円を不正に使用にしていた」というだけの説明になっていました。

阪谷 受給補助金の半額がカラスとは。

それも毎年、でしょう。

なりません。

阪谷 補助金交付の必要性そのものが問われますね。

畑中 その主犯は市の幹部です。環境部センター長という幹部職員が、平井子ども会の事務局長であり、「市から交付される交付金を管理していたが、平成25年度から平成29年度にかけて、架空の領収書等を児童館職員に渡し、子ども会活動で適正使用したかのように装って10,171,278円を不正に使用した。」職員は、平井子ども会副会長で、前述事務局長の不正使用の実態を知りながら支出に合意していた。

畑中 はい、今回もとても重い処分です。

迫間 今回、停職6カ月の懲戒処分を受けた職員ですか。

畑中 はい、今回追間 だとして、市は、その表現で何を煙に巻きたいのでしょうか。

迫間 市とは別の第三者団体。

畑中 そつです。市との関係では不正受給になるからです。

迫間 市とは別の第三者団体。

畑中 そつです。市の金の直接支出ではないからです。子ども会と

いう……。

迫間 市とは別の第三者団体。

畑中 そつです。市との関係では不正受給になるからです。

迫間 だとして、市は、その表現で何を煙に巻きたいのでしょうか。

迫間 市とは別の第三者団体。

畑中 そつです。市の金の直接支出ではないからです。子ども会と

いう……。

迫間 市とは別の第三者団体。

畑中 そつです。市との関係では不正受給になるからです。

迫間 だとして、市は、その表現で何を煙に巻きたいのでしょうか。

迫間 市とは別の第三者団体。

畑中 そつです。市の金の直接支出ではないからです。子ども会と

いう……。



電話	(073) 435-1130
内線	2565・3102

料提供

和2年2月18日

職員の処分について

令和2年2月18日付けで、次のとおり懲戒処分等を行ったので公表します。

1 地域子ども会活動支援交付金（以下「交付金」という。）の不適正使用

- (1) 交付金の不適正使用
- | | | | |
|-------------|-------|-----|--------|
| ア 処分者及び処分内容 | センター長 | 57歳 | 停職6か月 |
| イ 市民環境局 環境部 | 副課長 | 56歳 | 減給1/10 |
| イ 市民環境局 市民部 | | | 1か月 |

(2) 処分概要

ア 職員は、平井子ども会事務局長で、市から交付される交付金を管理していたが、平成25年度から平成29年度にかけて、架空の領収書等を児童館職員に渡し、子ども会活動で適正使用したかのように装って10,171,278円を不正に使用した。

イ 職員は、平井子ども会副会長で、前述事務局長の不正使用の実態を知りながら支出に合意していた。

煙に巻けない本質 補助金詐取

阪谷 市の職員が不正をやったから、なるべく、子ども会補助金の不正受給という側面を隠したいのでしょう。

畑中 ピンポン。そうだと私も思います。

迫間 なるほど。

畑中 でもそれは隠せるものではないですね。

阪谷 ですよ。補助金は平井子ども会に交付し

ているのだから。

畑中 本質は、概算払いで受けた毎年400万円

の補助金を返さないでもよいように、市職員

が子ども会宛てカラ領収書約200万円分

を調達して欺いた補助金詐取行為です。

迫間 その子ども会の副会長も

市の職員ではなかった

ですか。

畑中 そうです。それも市民部課長という

役職の職員です。市を欺く不正に合意していた共犯です。

迫間 ぐるぐるなんだ。悪の。

阪谷 不正を働いた以上、今後の補助金交付はストップしなきゃ。

畑中 少なくとも半額の200万円は必要ない

といえます。

迫間 そもそも、マッチポンプのような関係、

交付する側の市職員が受給する側の行為を行う

関係の団体には公金交付すべきではない。

阪谷 同感です。それが、不正を防ぐ改善策の

一歩ではないでしょうか。

畑中 そう思いますが、

使途は？。

畑中 カラ領収書を調達した本人は、「子ども

会の活動に協力してく

れる人らに、報酬として支払っていた」と説明しているようです。

阪谷 それは信じられない。その裏付けあるの

畑中 子ども会が返還したようです。約101

7万円の全額を。

阪谷 よく力ネがあったですね。不正した職員

がいうように、ほんとうに子ども会の活動に

協力してくれる人らに、報酬として支払っていたら、力ネが残っていないはずなのに。そう思いませんか。

迫間 信じ難いという

こと、ですか。

阪谷 子ども会に返せるプール金のあったことがね。

畑中 不正した職員が段取りしたかも。

阪谷 あり得ますね。告訴を免れるために。

信じられないこと 満載

でしょうか。

畑中 本人がそう言っているという事は、それ以上調査していないということですよ。

阪谷 それも信じられない。私的流用していないことの裏付け調査は

すべきです。信頼回復のためにも。

迫間 当然でしょう。

阪谷 不正受給金は返還されましたか。



児童館市職員と講師グルの 公金詐取行為が悪事の本質

ではないですか。

畑中 そういつて間違い
ないでしょう。

迫間 グルの講師からの
カネの流れは分かりま
すか？

畑中 その説明はないの
で、カネの流れはわか
りません。きっと市は
調査していないでしょ
う。

迫間 徹底的に追及する
気がないのか市は。

阪谷 それって。教育委
員会も悪いけど、カラ
報告書で講師とともに
公金詐取を企んだ児童
館職員の方が悪くな
い。

迫間 比べれば、そうい
えます。

畑中 でも、児童館の職
員の方が市の処分軽い
です。こちらは厳重注
意だけですから。

阪谷 教育委員会職員の
方は？

畑中 そちらは訓告で
す。
阪谷 どちらにしても軽

迫間 平井と鳴神の児童

館支出にも不正支出が
ありました。

畑中 はい。平井児童館
では596万5670
円。

迫間 期間は？

畑中 13年4月～18年9
月までです。

迫間 鳴神児童館は？

畑中 13年4月～18年12
月までで333万50
50円です。

阪谷 どちらも半端では

ないですね。

迫間 不正の内容は？

畑中 平井児童館の方
は、「人権講座及び識
字教室等の活動実態が
ないのに講師謝金を支
払っていたが、教育委
員会は、

長年
に
わ
たる
制度の

あいまいさもあり、慣
例的に支払っていた。」

と説明しています。

阪谷 何とも分かりにく
い。活動実態がないカ
ラ講座やカラ教室を実
施したのは何処です
か。

畑中 活動実態がないカ
ラ講座やカラ教室を行

ったと教育委員会に報
告したのは、平井児童
館の市職員です。

迫間 間違いないです
か。

畑中 間違いないです。
教育委員会の担当課に

直接確認しましたか
ら。

阪谷 教育委員会に報告
したのは何故？

畑中 事業の実施主体が
教育委員会になってい
て、分かりやすくいう
と、公金がでる財布が
教育委員会の財布だっ
たということですよ。

たということですよ。

迫間 児童館にも公金の

財布があるうちに、教育
委員会です算措置でき
ている公金を引っ張っ
てきたという構図じ
ゃ、ないですか。

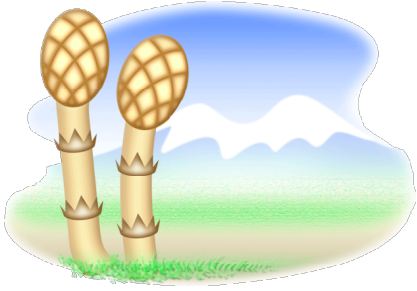
畑中 そんなところで、
でもって、
教育委
員会は
公金支
出す

の内容が真実か否かチ
ェックする責任がある
のに、それを怠り、慣
例的に支払っていた、
というのです。

迫間 これもぐるぐる
だ。

阪谷 この不正、公金は
講師に振込支払いなの
だから、講師ともグル

グル



すぎ。

畑中 重くできない事情があるようですよ。

迫間 それは？

畑中 これらの不正、庁内では公然の秘密だったようで、その担当者だけを重く処罰できない、というウワサがあるからです。

阪谷 それがほんとうなら腐っている。和歌山市は。

迫間 鳴神児童館も同じような事情ですか。

畑中 「人権講座」を「人権教室」と

言い換えています、同じです。



公益通報外部相談員

子ども会交付金

見直し、適正・透明化を指摘

阪谷 ところで、不正発覚の発端は？

畑中 公益通報による内部通報です。

迫間 それはすごいことです。

畑中 1人は、18年8月に申立てており、もう1人は、19年2月の申し立てでした。

阪谷 通報内容は？

畑中 最初の通報は平井児童館でして、概ね「人

権と識字学習会について、実施実績がない」と、「平井子ども会では、参加している子どもが百数十名いることにして8つの子ども会があるように装い不正に交付金を得ている」です。

迫間 人権と識字学習会

については、市の調査でも不正があったとしましたが、子ども会の

方の8つの子ども会を装っていることについてはどうなったのでしょうか。

畑中 公益通報外部相談員は、「8単位の独立性はなく、各会が交付金対象団体とは認められない」と指摘していました。

阪谷 外部相談員は弁護士ですか？

畑中 そうです。なので、その指摘には重みがあります。

阪谷 後の通報は？

畑中 本渡児童館の子ども会についてです。5つの会に交付されているが個別活動実態はな

い、というものでした。

迫間 それについて、外部相談員は何と？

畑中 「子ども会に対する交付金のあり方を根本的に見直し、適正で

効率的で透明性のあるよう早急に改善すべきである」としました。

迫間 それに対し、市は

何と？

畑中 市は「平井について8単位、本渡について5単位のそれぞれ個別単位の活動した実績は認められなかったが学習会等を単位活動の一環と捉え容認して

きた」としました。

阪谷 えっ、見直さないのですか。

畑中 そつです。

迫間 外部相談員に見直しを指摘されているのに容認してきた、ですませちゃダメじゃない。

畑中 平井子ども会では、多く補助金を交付して支出の不正を誘

第24回定期総会のご案内

第24回定期総会を次のとおり行います。是非、ご参加下さい。

日時 4月22日(水) PM6時～
場所 和歌山合同法律事務所会議室



発した、といえます。阪谷 ならば、私達でメスを入れてさしあげませんか。畑中 切れるメスでね。おしまい。

当面の予定

- 3月16日 PM2:00～
ニュース発送日
同日 PM4:00～
和歌山市公文書開示
3月26日 PM6:00～
全員会議
4月15日 PM4:00～
政務調査費訴訟控訴審
4月22日 PM6:00～
第24回定期総会
4月27日 PM2:00～
編集会議
5月18日 PM2:00～
ニュース発送作業日
5月28日 PM6:00～
全員会議

裁判情報

県議・政務調査費違法支出金返還請求控訴審

1月15日に第1回裁判が行われました。次回までに県側が主張しそれに対する反論をこちら側が準備する予定です。次回は4月15日午後4時。大阪高裁です。



次回会員会議のご案内

日時 3月26日(木)午後6時～
場所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい。